

令和8年度 第1回玉名市公立大学法人評価委員会 次第

日時：令和8年6月2日（火） 午後1時30分～

場所：玉名市役所3階 3-1会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 委員長及び委員長代理の選出

委員長 _____ 委員長代理 _____

- 6 議題
 - (1) 玉名市公立大学法人評価委員会の設置について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - (3) 中期目標・中期計画の概要について
- 7 その他
- 8 閉会

【配布資料】

- ・資料1 玉名市公立大学法人評価委員会名簿
- ・資料2 玉名市公立大学法人評価委員会条例
- ・資料3 玉名市公立大学法人評価委員会の概要
- ・資料4 評価委員会のスケジュール
- ・資料5 中期目標・中期計画の概要
- ・資料6 公立大学法人九州看護福祉大学の中期目標構成（案）
- ・資料7 九州看護福祉大学の公立化について

玉名市公立大学法人評価委員会 委員名簿

(50 音順、敬称略)

No	氏名	所属団体、役職等
1	金城 正英 (きんじょう まさひで)	公立大学法人名桜大学 総務企画部特任参与
2	佐々木 浩 (ささき ひろし)	一般社団法人玉名郡市医師会 会長
3	澤田 道夫 (さわだ みちお)	公立大学法人熊本県立大学 総合管理学部 教授
4	中本 秀二 (なかもと しゅうじ)	公益財団法人地方経済総合研究所 専務理事
5	吉永 賢一郎 (よしなが けんいちろう)	日本公認会計士協会南九州会熊本県部会 部会長 税理士法人ユース会計社 代表社員 公認会計士

玉名市条例第 1 号

玉名市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により設置する玉名市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、前項の特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画経営部企画経営課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後及び第3条第1項に規定する任期が満了した後最初に開く委員会の会議については、市長が招集する。

公立大学法人評価委員会の概要

1 評価委員会について

評価委員会は、公立大学法人を設立する市が法人の業務に関する評価を客観的かつ中立公正に行うために、市長の附属機関として設置する委員会である。【法第 11 条】

2 評価委員会の主な所掌事務

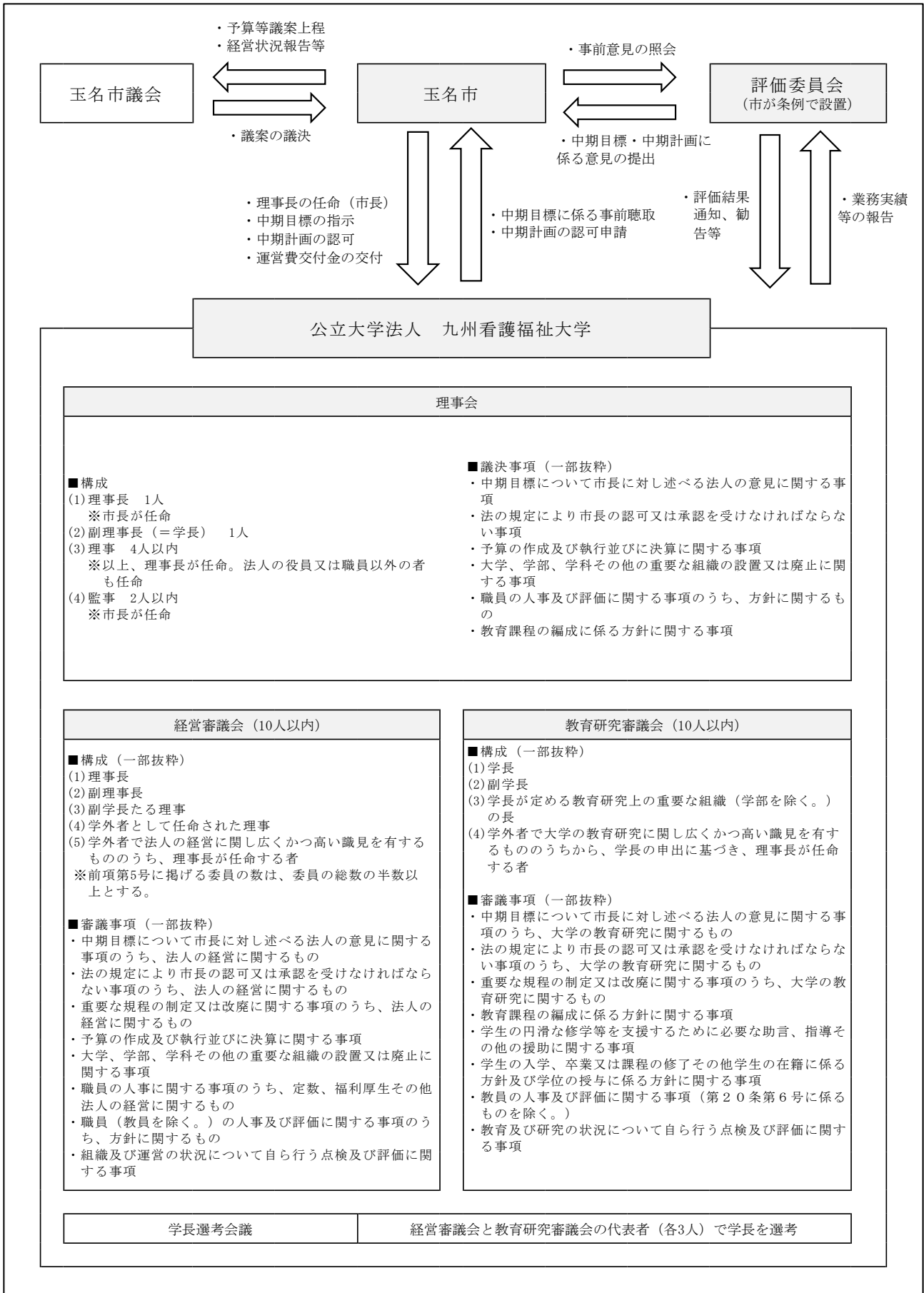
項目	業務内容	根拠法令
法人の業務実績に関する評価	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績についての評価（認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。） ※6年間のうち5年目	法第 78 条の 2 第 1 項 (法第 79 条)
	中期目標期間における業務の実績についての評価（認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。） ※期間終了後、次期計画の 1 年目	法第 78 条の 2 第 1 項 (法第 79 条)
	法人に対しての評価結果の通知及び必要に応じた業務運営の改善その他の勧告	法第 78 条の 2 第 4 項
	上記通知等に係る市長への報告及び公表	法第 78 条の 2 第 5 項

項目	業務内容	根拠法令	
市長が評価委員会の意見を聴くもの	中期目標	市長が中期目標を定め、又は変更しようとするときの意見	法第 25 条第 3 項
	中期計画	中期計画を市長が認可しようとするときの意見	法第 78 条第 4 項
	中期目標期間終了時	中期目標期間の終了時において、市長が法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見	法第 79 条の 2 第 2 項
	財務関係	出資等に係る不要財産の納付を設立団体の長が認可しようとするときの意見	法第 42 条の 2 第 5 項
条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを市長が認可しようとするときの意見		法第 44 条第 2 項	
市長への申出	法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る市長への意見の申出	法第 56 条第 1 項（法第 48 条、49 条準用）	

3 評価委員会の組織・運営

区分	内容
委員	5 人以内 経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱 任期は 3 年（再任可）
委員長	委員の互選により選任 会務を総理し、委員会を代表。代理する委員を指名。
会議	委員長が招集し、委員長が議長となる 開催要件：委員の過半数の出席が必要 議決要件：出席委員の過半数で議事を決する

4 評価委員会と市、大学等との関わり



評価委員会のスケジュール（予定）

	評価委員会	開催時期	審議事項
令和8年度	第1回	令和8年6月2日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会の概要 ・中期目標・中期計画の概要等
	第2回	令和8年7月中	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標（案）（※1）
	第3回	令和8年9月下旬～10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント結果 ・中期目標（案）（※2） ・中期計画（案）
	第4回	令和9年1月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画（案）
	第5回	令和9年2月～3月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画（案） ・役員報酬等の支給基準 ・次年度スケジュール
令和9年度以降	各年度1～2回程度開催（※3）		<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の業務実績等の報告 ・第1期中間実績評価（令和13年度） ・第1期期間実績評価（令和15年度） ・第2期中期目標・中期計画に係る意見（令和14年度）

- ※1 中期目標について、第2回評価委員会での意見を反映させた内容で、8月にパブリック・コメントを実施予定
- ※2 中期目標について、パブリック・コメントでの意見を反映させた内容で、第3回評価委員会において審議し、評価委員会としての意見を頂いた上で、市議会12月定例会に議案として提出予定
- ※3 次期中期目標・中期計画の策定時は、4～5回程度の予定

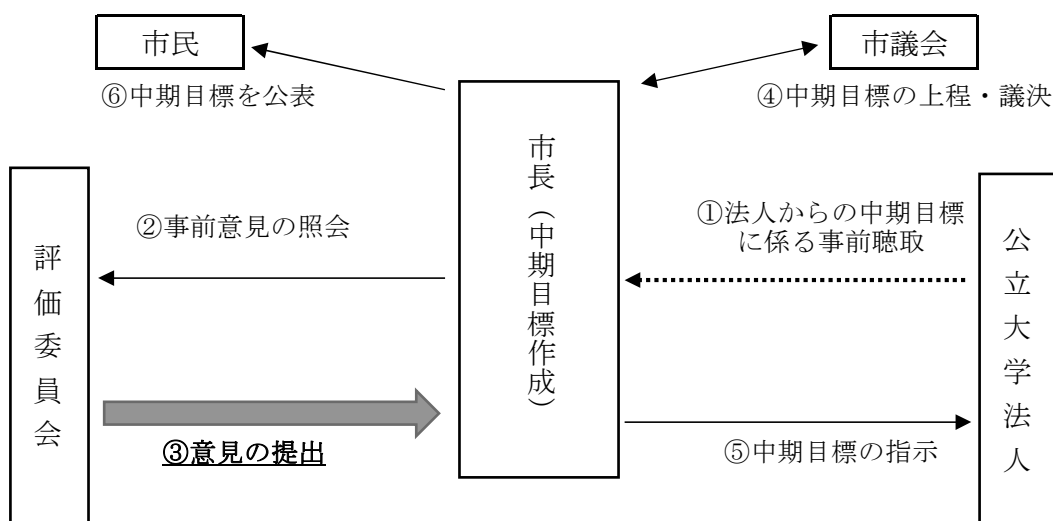
中期目標・中期計画の概要

1 中期目標

公立大学法人の中期目標は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、設立団体の長（以下「市長」という。）が定める公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標であり、その期間は6年間と定められています。

この中期目標は、公立大学法人が中期計画を作成する際の指針となるものであり、期間終了後に評価を行う上での基準にもなるため、市長が公立大学法人に対し指示を行うほか、市民に対し公表しなければなりません。

なお、市長が中期目標を定めるときには法の規定により、あらかじめ公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮すること及び評価委員会の意見を聴くこと並びに議会の議決が必要となります。

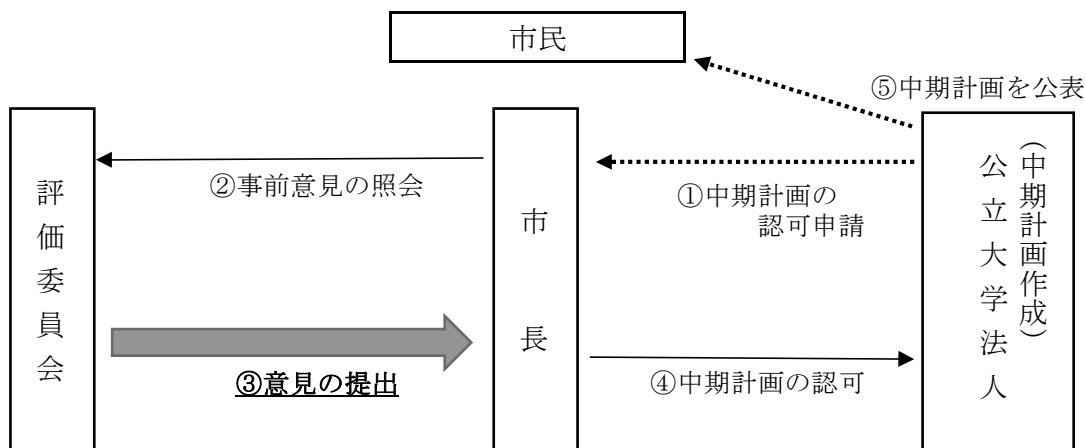


2 中期計画

中期計画は、公立大学法人が市長から指示された中期目標に基づき、その目標を達成させるために自ら作成する計画です。

法により、中期計画の策定には、市長の認可を受けなければならないとされており、市長が当該認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければなりません。

公立大学法人の場合、中期計画の策定には議会の議決を要しませんが、定款第17条第2号の規定により、理事会の議決が必要となります。



中期目標と中期計画の比較表

	中期目標	中期計画
作成主体	市長	公立大学法人
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が定める公立大学法人が達成すべき目標 ・市長が法人に指示するとともに、公表しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人が中期目標を達成するために自ら作成する具体的な計画
作成手続	<p>あらかじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない ・評価委員会の意見を聴かななければならない ・議会の議決が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が定める中期目標に基づき作成する ・市長の認可が必要であり、当該認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない
期間	6年間	6年間
記載事項	<p>【法定事項（法第25条、第78条）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の期間 ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ・業務運営の改善及び効率化に関する事項 ・財務内容の改善に関する事項 ・教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ・その他業務運営に関する重要事項 	<p>【法定事項（法第26条）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ・予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・短期借入金の限度額 ・重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画 ・剰余金の使途 ・その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

公立大学法人九州看護福祉大学の中期目標構成（案）

【周南公立大学】

※私立→公立の前例大学

はじめに
基本的な目標 教育、研究、人材育成、地域貢献
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第2 教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 2 研究に関する目標
第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標 1 地域貢献に関する目標 2 産業界等との連携に関する目標 3 教育機関との連携に関する目標 4 地域への定着に関する目標 5 地域における学生の活躍の場の創出に関する目標 6 国際交流に関する目標
第4 業務運営の改善及び公立化に関する目標 1 組織運営の改善に関する目標 2 教育研究組織の見直しに関する目標 3 人事の適正化と人材育成に関する目標 4 事務の効率化・合理化に関する目標
第5 財務内容の改善に関する目標 1 安定的な経営確保に関する目標 2 自己収入の増加に関する目標 3 経費の抑制に関する目標 4 資産の管理及び運用に関する目標
第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 自己点検・評価に関する目標 2 情報公開の推進に関する目標
第7 その他業務運営に関する重要事項 1 施設整備の整備・管理に関する目標 2 安全管理に関する目標 3 法令遵守及び危機管理に関する目標

【敦賀市立看護大学】

※玉名市と同規模自治体立の看護系大学

前文
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1) 教育の成果・内容に関する目標 (2) 教育の実施体制に関する目標 (3) 学生支援に関する目標 (4) 学生の確保に関する目標 2 研究に関する目標 (1) 研究の成果・内容に関する目標 (2) 研究の実施体制に関する目標 3 地域貢献・国際交流に関する目標 (1) 地域貢献に関する目標 (2) 国際交流に関する目標
第3 大学運営に関する目標 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標 (1) 組織体制に関する目標 (2) 人事の適正化に関する目標 2 財務内容の改善に関する目標 (1) 自己収入の確保に関する目標 (2) 経費の適切な使用に関する目標 3 自ら行う点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標 4 広報・情報公開に関する目標 5 その他業務運営に関する重要目標 (1) 施設・設備の整備及び活用に関する目標 (2) 危機管理等に関する目標

【熊本県立大学】

※同一県内の公立大学

前文
第1 中期目標の期間 1 中期目標の期間
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 2 研究に関する目標 3 地域貢献に関する目標 4 国際交流に関する目標 5 学生生活支援に関する目標
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 2 教育組織の見直しに関する目標 3 人事の適正化に関する目標 4 事務等の効率化・合理化に関する目標
第4 財務内容の改善に関する目標 1 自己収入の増加に関する目標 2 経費の抑制に関する目標 3 資産の運用管理の改善に関する目標
第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する目標
第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る情報の提供に関する目標
第7 その他業務運営に関する重要事項 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 2 安全管理に関する目標 3 人権に関する目標

【九州看護福祉大学】

前文、基本的な目標 ・目指す大学の姿の実現、市の財政負担とならない経営改革、大学の地域貢献
第1 中期目標の期間と教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 2 研究に関する目標 3 学生支援に関する目標 4 地域貢献に関する目標
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制に関する目標 2 教育研究組織のあり方に関する目標 3 人材育成に関する目標 4 事務の効率化・合理化に関する目標
第4 財務内容の改善に関する目標 1 安定的な経営確保及び経費の抑制に関する目標 2 自己収入の増加に関する目標 3 資産の管理及び運用に関する目標
第5 自己点検・評価及び情報提供に関する目標 1 自己点検・評価に関する目標 2 情報公開の推進に関する目標
第6 その他業務運営に関する重要事項 1 施設設備の整備・活用に関する目標 2 安全管理に関する目標 3 法令遵守及び社会的責任に関する目標

九州看護福祉大学の公立化について

玉名市
令和7年12月

大学を取り巻く環境と九州看護福祉大学の現状

社会情勢

大学進学者数は減少局面(少子化)

- 大学進学率が上昇しているが、少子化により18歳人口が減少し続けており、大学進学者数は今後減少する見込みである。

大学総数の増加(ライバルとの競争)

- 公立大学と私立大学は増加傾向にある。特に看護系大学数は、文部科学省によると、私立大学を中心に15年で約100校増加している。なお、私立大学全体の53%が定員割れの状態となっている。

九州看護福祉大学の現状

令和7年度は入学定員を満たすことができたが、
収容定員を充足していない状況が継続中

経常支出が経常収入を
上回っている状況

退職給与引当金などを差し引いても、
使用可能金融資産を48億円有しており、
外部借入もない状況

社会情勢を考慮すると、将来的に
運営状況が厳しくなる恐れがある

九州看護福祉大学の公立大学法人化検討の経過

R6.1.11

- 学校法人熊本城北学園から「九州看護福祉大学の公立大学法人化の検討について(要望)」の提出
- 今後の少子化を見据えた大学改革を行うために、公立化が必要であるとの趣旨

R7.1～
R7.8

- 玉名市九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会を設置・開催
- 客観的、専門的な見地から、計5回にわたり有識者が議論

R7.9.24

- 検討委員会から「報告書」提出
- 大学の現状や目指す姿、財務シミュレーション、地域貢献等、議題となった論点について整理し、公立化すると仮定した場合の提言をまとめたもの

R7.10.6～
R7.11.7

- 検討委員会から提出された報告書の内容を踏まえて「公立化についての市の考え方」を作成し、パブリック・コメントにて市民等から意見を募集

検討委員会の設置目的と検討結果

検討委員会では、公立大学法人化の妥当性及び実現可能性について検討することを目的に「大学の存続可能性」「公立化の必要性」「市の新たな財政負担の有無」という3つの視点を踏まえ、総合的かつ多角的に協議がなされた。

設置目的

検討結果(検討委員会からの提言)

3
つ
の
視
点

- 大学の存続可能性
- 公立化の必要性
- 市の新たな財政負担

公立化への期待

- ・志願者の増加と入学者の確保
- ・国からの地方交付税による安定した大学運営
- ・市が目指す地域貢献の取組の一翼を担いやすい
- ・大学が存在することで1,300人超の大学生による地域の活性化
- ・年14億円の市内経済波及効果等の維持
- ・都市の品格の担保と文教地区としての落ち着きを地域にもたらず
- ・市街地に20歳前後の若者の姿が見えることで都市全体の活力となる
- ・学修を踏まえた地域への参加や地元小・中・高校生との交流により、地域に根付いた大学という市民の高評価に繋がる

- ・看護専攻科を設置している地元の高校の入学者の確保や地域への看護師供給に影響を及ぼす可能性
- ・18歳人口の減少、大学間競争の激化、物価・賃金上昇など、大学を取り巻く環境の悪化
- ・大学の教育・研究の質の維持・向上や長期的な大学の管理・運営など設置者としての最終的な責任が生じる
- ・将来的に大学の経営状況が悪化した場合には、市が財政負担を求められる

公立化への懸念

現時点で九州看護福祉大学が解決すべき課題

検討委員会で議論した結果、明らかになった課題として次の7つが挙げられている。

- 1 各学科の国家試験合格率の向上
- 2 入学する学生数の長期的な確保
- 3 各学科の強みの再定義と差別化戦略の実行
- 4 定員割れしている学科の存在意義・必要性の再検討
- 5 地域貢献に資する実践的研究力の強化
- 6 更なる地域貢献活動の遂行（地域への人材供給を含む。）
- 7 事業活動収支計画書の経常収支差額マイナスの改善

検討委員会から出された提言

公立化することを目指す場合に、大学及び市が課題を解決するために段階的に実行すべき内容は次のとおり。

公立化前に実現すべきこと

- 1 国家試験合格率の向上
- 2 実践的研究力の向上
- 3 地域貢献活動の更なる遂行
- 4 財務リストラ策
- 5 適正な人員管理
- 6 適正な人件費の設定
- 7 運営費交付金の適切な金額を設定するための算定ルールの構築

公立化後に実現すべきこと

- 1 大学の「入口」及び「出口」での地域への人的資本の需要と供給
- 2 国家試験合格率の向上
- 3 実践的研究力の向上
- 4 地域貢献活動の更なる遂行
- 5 財務リストラ策

提言内容の実行に向けた取組

九州看護福祉大学の公立化を目指す場合には、玉名市は、検討委員会から提言された内容について、次の3つの方針をもって公立化前後における取組と目標値を設定し、以下のとおり実行、実現することとする。

1. 目指す大学の姿

- 公立化により財政基盤が強化されることで、「教育の質の向上」「研究力の強化」「地域への貢献」に取り組み、大学のブランド力向上と選ばれる大学づくりを推進し、地域と共に成長する大学の実現を目指す

2. 市の財政負担

- 大学は運営費交付金に依存することなく、自らの経営努力と改革により大学を運営する必要がある、市から大学に交付する運営費交付金及び施設整備費等補助金は、原則、国からの普通交付税の範囲内で交付し、市に財政負担が発生しないようにする

3. 大学の地域貢献

- 大学が公立化することで、地域住民や民間企業・団体等からも、大学に寄せる期待が大きくなることが予想され、市としても、様々な分野で大学や学生が持つ知識や経験、行動力などを地域社会で発揮・還元してもらえることを期待するところであり、大学が地域と共存していることを市民に実感してもらうために、6つの方向で地域貢献を推進していく
 - 「1.地域スポーツ振興プロジェクトの更なる推進」
 - 「2.くまもと県北病院及び地域医療機関等との連携」
 - 「3.市内の小中学校との連携」
 - 「4.地域コミュニティとの連携」
 - 「5.リカレント教育・高大連携の強化」
 - 「6.玉名市への理解の深化」

1. 目指す大学の姿

(1) 公立化前

実現すべきこと

国家試験合格率の向上

- 国家試験の合格率が国公立大学の平均に達するよう、学生の意欲を高める取組を大学と協議しながら実施する。

実践的研究力の向上

- 大学が公立化した後に共同研究などにより外部資金が獲得できるよう、連携先を選定、協議を進める。また、大学の研究について「地域」に着目した題材を選択するなど、地域貢献に繋がる研究を実施する。

適正な人員管理

- 教員一人当たりの学生数が他の公立大学と同水準となるよう、教職員の定員管理計画を基にした適正な人員配置を行う。

取組内容

国家試験合格率目標
※現状の3年平均値から九州の公立大学の3年平均値

- 看護師 現状92.3%⇒97.7%
- 社会福祉士 現状66.5%⇒82.8%
- 精神保健福祉士 現状83.3%⇒95.1%
- 理学療法士 現状85.8%⇒99.2%
- はり師 現状81%⇒81%超を目標
- きゅう師 現状79.3%⇒83.7%
- 歯科衛生士 現状81.8%⇒98.7%

合格率を上げるために今年度から開始した取組内容

- 1年次から国試への関心を高めるため、学修への動機付けを図る。
- 自身が身に付けようとしている資格の社会的意義等の理解を深める。
- 各科目の学習が、どのように国試に関連するのか例示して、日々の学修と国試との関連性を意識させる。
- 学習カリキュラムを改変して、4年次の国試対策時間を確保する。
- 1年次の基礎学力テストの回数を増やす。
- 国試の模試回数を増やし、受験上の技術を修得させる。
- 3年次からの模試導入を行う。
- 4年次を対象としている国試対策の特別講義を必修化する。
- 勉学が伸び悩んでいる学生への個別指導を取り入れる。

研究力向上への支援

- 早ければ、令和8年度から学長裁量経費での支援を開始する。概要は、国の科学研究費補助金の採択に届かなかった教員に対し、大学の予算から教員の教育研究費に追加配分を行うもの。これにより、教員の研究力を向上させ、外部資金の獲得に繋がるような研究を促す。
- 現在の科研費応募件数17件(10年平均)⇒20件(目標値)
- 地域貢献に寄与する研究の目標値1件/年(公立化後3年目まで)

人員配置の工夫

- 非常勤講師や非常勤実習助手を多く配置することで、直接のST比に反映はされないものの、必要な時期に必要な人員を投入し、質の高い教育を行う。また、教職員の増員も市費に負担が発生しないよう改善を行っていく。

(2)公立化後

実現すべきこと

国家試験合格率の向上

- 開学前から実施していた取組を進めていき、国家試験の合格率が国公立大学の平均以上となるよう学生の意欲を高めるとともに、国家試験の合格率について、大学の中期計画における各年度の定量的目標値を設定して、PDCAサイクルを回せるような中期目標を設定する。

実践的研究力の向上

- 外部資金の獲得件数及び地域に着目した研究について、大学の中期計画における各年度の定量的目標値を設定して、PDCAサイクルを回せるような中期目標を設定する。

取組内容

国家試験合格率目標

※九州の公立大学3年平均値から
全国の公立大学3年平均値

- 看護師 97.7%⇒98.8%
- 社会福祉士 82.8%⇒85.4%
- 精神保健福祉士 95.1%超を目標
- 理学療法士 99.2%超を目標
- はり師 81%超を目標
- きゅう師 83.7%超を目標
- 歯科衛生士 98.7%超を目標

合格率を上げるための取組 内容

- 令和7年度の1年生が国試を受験するのは令和11年3月であり、取組の効果を確認するには一定の期間が必要である。そのため、現在及び令和8年度に新たに実施予定としている取組を継続、定着させていながら、毎年度取組を検証する必要がある。
- 公立化後は学生の学習到達度等に応じて適宜修正を図りながら、公立化前から始めた取組を完成年度受験となる令和13年3月の結果までしっかりと検証する必要がある。

地域に着目した研究

- 公立化前から実施した取組を定着させ、外部資金の獲得及び地域貢献に寄与する研究の目標値は公立化前を上回る数値を設定し中期計画に盛り込む。
- 地域に根差した研究や地域への提言⇒3件/年(目標値)

地域連携センターによる連 携強化

- 公立化に向けて、現在の地域連携推進室を地域連携センターとして、人員もコーディネーター及び専任職員を配置して、大学が地域と継続して連携を図っている取組の発展や、新たに取り組もうと協議している取組などについて関わっていき、地域との連携強化を図る。組織体制は、センター長1人、専任教員1人、専任職員2人、臨時職員1人の構成を考えている。
- 取組の開始時期までは、現在の地域連携推進室(センター長1人)の機能を残すことで連携を停滞させないようにする。

2. 市の財政負担

(1) 公立化前

実現すべきこと

財務リストラ策

- 現在、赤字となっている部分を私立大学の時点から見直して、赤字額の減少と公立化に向けて適正に資産が維持されるようにする。

適正な人件費の設定

- 人件費比率が高い要因を分析して見直しを行うことで、財務リストラ策の強化に繋げる。

運営費交付金の算定ルールの構築

- 運営費交付金は、原則、国からの普通交付税の範囲内から交付するものとし、また、将来的に発生する施設の改修、建替えや設備の更新に要する費用も同様に、普通交付税の中から積立てを行うなど、市の財政負担が発生しないような算定ルールを構築する。

取組内容

予算編成方針

- 令和7年度まで前年同様で実施してきた大学の予算編成方針について、令和8年度は以下の経費を対前年度比2%（一部5%）減とし、歳出抑制を図る。
- 2%削減⇒非常勤職員の雇用に係る経費、教育研究経費等
- 5%削減⇒学長裁量経費

学生生徒等納付金の確保

- 令和8年度は、SNSでの広報や高校訪問を継続し、全学科において入学定員を確保するために取り組むとともに、カウンセリング強化などの学生支援の充実により除籍者、退学者、休学者数を抑制することで学生生徒等納付金を確保する。

補助金の獲得等

- 私立大学等経常費補助金の一般補助について、「ガバナンスコードの遵守」など全20項目が設定されている「教育の質に係る客観的指標」への取組を進め、補助金増減率最大6%の獲得を目指す。（令和7年度プラス4%、令和6年度プラス2%）
- 証明書発行手数料等を他の公立大学を参考に、見直しを検討する。

人件費について

- 適切な給与体系の構築を行うため、全教職員の給与等級の分布表や年代別の構成表を作成するなど人件費の実態を分析し、玉名市と同等規模の自治体立の公立大学や看護系学部を有する公立大学と比較する。
- 昇格、昇給等の基準の検証を行う。

運営費交付金の算定ルール等

- 他の公立大学の状況も参考にしながら、市の財政負担が発生しないような算定ルールを構築し、運営費交付金については覚書を交わす等、国からの普通交付税の範囲以上は求めない旨を明確にする。
- 現時点で学校法人が持つ積立金については、市で寄附を受けた後、基金に積み立てた上、将来的な施設整備費等に活用する。
- 将来的に見込まれる施設改修等の費用を交付税の範囲内で積み立てるため、現在の中長期施設設備整備計画を社会情勢等も踏まえた内容に見直し、施設の長寿命化と毎年度発生する施設整備費の平準化を図る。

(2) 公立化後

実現すべきこと

財務リストラ策

- 開学前からの財務リストラ策を発展させて、公立化初年度における資金計画(予算ベース)及びキャッシュ・フロー計画書における「業務活動によるキャッシュ・フロー」(決算ベース)を黒字化することで、大学の財務を安定させて市の負担が発生しないようにする。また、公費を扱う大学として、近隣の公立大学及び市に準じた運用に見直す。

取組内容

自己収入の確保

- 体育館や会議室の施設使用について、大学のホームページ以外でも周知を行い、自己収入の確保を図る。
- 大学の施設に愛称の付与や企業名等を掲載するネーミングライツ事業を構築し、施設の有効活用と自己収入の拡大を図る。
- ホームページのバナー広告及び学内の建築物への民間企業広告の募集や空きスペースの民間事業活用など、市が行っている公共施設マネジメントを参考に外部収入の獲得を図る。
- 動産、不動産等を精査し、台帳化を行った上で、不要と判断したものは売却することにより、自己収入の確保を図る。

支出の改革

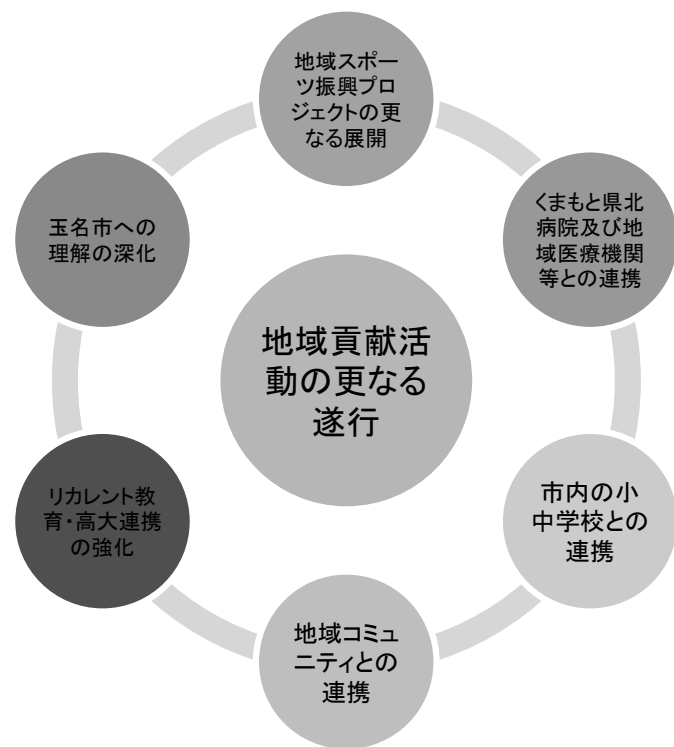
- 市の基準に準じた予算編成基準の作成をはじめ、旅費の支給基準や業務委託費の発注経費の見直しなど、全ての経費について見直しを実施し、支出の抑制を行う。
- 毎年の予算及び決算状況を分析し、市民に分かりやすい財務レポートとして作成した上で公表を行う。

学部・学科及び定員

- 公立大学としての入学試験を受験して入学する令和10年度以降の入学者が、仮に定員未充足となった場合、早急に該当学科の入学定員の見直しに着手する。
- 入学定員の見直し後も未充足の状況が継続する場合は、学部・学科の再編を視野に入れながら大学の規模適正化を図り、健全な大学経営を行うことで市の財政負担が発生しないようにする。

3. 大学の地域貢献

(1) 公立化前 実現すべきこと



取組内容

幼児の運動能力調査及び運動プログラムの開発・指導

- 卒業研究の一環として、令和6年度は、玉名市内3つの保育所の年長児（36人）、令和7年度は同保育所の年少から年長児（82人）を対象に調査を実施。
- 令和8年度は、運動プログラムを作成し、同保育所の年長児を対象に指導実施を計画している。これにより、運動能力が全国平均以上の段階まで改善することを目指す。

くまもと県北病院との連携協力協定

- 令和7年度は、第3回くまもと県北病院フェスタの企画段階から職員が窓口になり、大学の役割を確認し、学生26人、教員11人、事務職員2人が参加した。
- 学外実習について、県北病院の院長及び看護部長と九看大の学長及び看護学科の実習統括責任者で実習に関して、学生の意見を含めた意見交換・協議を行うことで、実習の受入態勢や学生への実習前の指導について共有しており、実習受入数は増加傾向にある。

スクールボランティア活動の強化

- 授業の一環として、令和5～6年度に市内小中学校での学習支援・読み聞かせ・保健室業務補助、フッ化物洗口等を実施した。
- 実施回数は年度ごとの依頼状況により変動するが、市内からは年5回程度の依頼に対応している。

成人及び高齢者の歯の健康と歯周病対策の強化

- 授業の一環として、玉名市の介護予防事業「圏域集合型フレイルチェック」に参加し、令和7年度は横島町で教員3人と学生9人が参加し、来場者100人を対象に実施した。
- 玉名市と上記についてデータ共有を行い、口腔機能と身体機能の関係について試行的にデータ分析を行った。熊本県歯科医師会及び歯科衛生士会と分析結果の活用を検討中。

リカレント教育の受け入れ強化

- 令和8年度に、専門職人材を対象とする「リカレント教育専門分野」と地域住民を対象とする「リカレント教育一般分野」の2つの体制について検討し、専門分野では、履修証明プログラムの設置を目指す。

玉名市に関する授業の開催

- 令和8年4月から共通科目として「たまな地域学」を新設する。
- 座学に留まらず、地域へ出向きフィールドワークを行い、玉名市への愛着を醸成させる。

(2) 公立化後 実現すべきこと

大学の入口及び出口での 地域への人材供給

- 入口として、入学試験に地域枠を採用して地域出身者の入学を確保する。また、出口として、市及び近隣自治体に所在する医療機関、介護施設等での実習を推進して、地域の医療、福祉への関心を高め、地域就職に繋げていく。

地域貢献活動の更なる 遂行

- 開学前までに取り組まれている内容を発展させるとともに、新たな地域課題の解決に向けた取組を実現させるために、関係団体を協議していく。

地域枠や地域就職の設定

- 入学試験の地域枠は、入学定員1割程度をベースとして今後大学と協議する。地域の定義は、「地域枠(入試枠)」、「地域入学者(入学金関係)」、「地域貢献」でそれぞれ大学と検討中。
- 地域の医療施設への実習受け入れを強化することで、地域への就職の増加も期待される。まずは、くまもと県北病院との連携強化を図るため、令和8年度から公立化に伴う連携強化の協議を行う。

幼児の運動能力調査及び運動プログラムの開発・指導

- 公立化前の運動プログラムを再考し、同様に指導と運動能力測定を実施する。
- 令和10年度以後は、作成したプログラムを市や大学のホームページなどで公開し、市全域で幼児の体力向上を促進することを目指す。

くまもと県北病院との連携協力協定

- 公立化後もくまもと県北病院フェスタに協力を行い、将来は合同開催等も検討する。
- 医療的ケア児・小児医療に関する連携についても、令和8年度からの協議開始を目指す。

スクールボランティア活動の強化

- 公立化前の取組を引き続き実施する。また、社会福祉学科及び口腔保健学科で開講している「ボランティア論」にスクールボランティアの内容を取り入れ、授業の一環として学生が地域で学習支援ボランティアに参加できる仕組の構築を目指す。
- 活動の範囲は、玉名市内の小中学校全校を対象とする予定。

成人及び高齢者の歯の健康と歯周病対策の強化

- 公立化前の活動を継続しながら、より地域の健康課題の解決に繋がるような活動内容とする。
- 令和9年度に分析結果に基づき、対策の検討を開始する。

リカレント教育の受け入れ強化及び 地域連携プログラムの策定

- 令和9年度から、リカレント教育一般分野においてはセミナーの開催を目指し、専門分野においては履修証明プログラムの開講体制を維持しつつ、セミナー回数増加を図る。
- 令和9年度から、リカレント生を活用した地域連携プログラムの導入に向けた取組に着手する。

市の消費生活センターとの連携

- 年度初めのオリエンテーションの際、新入生に対し、玉名市の協力のもと、「消費者トラブルについて」の講話を実施しており、公立化後にも更なる連携を検討する。

パブリック・コメント結果

令和7年10月6日から同年11月7日までの期間でパブリック・コメントを実施し、全部で9件の意見をいただいた。

子供が卒業生で、現在は熊本県北部の病院に就職し、玉名市にそのまま居住している。教育環境がよく生活しやすい所がとても気に入っているようで、下の子ども大学の見学を希望している。公立化すれば、良い生徒が集まり、学生たちの意欲も向上すると思うので、玉名市の発展のためにも公立化について賛成する。

公立化するなら、玉名市内在住の高校生が入学しやすい仕組みや地域医療機関への就職を徹底し、医療・介護の人材確保を行ってほしい。

玉名市は温泉や音楽の街等のイメージがあるが、学園都市という姿を進めて欲しい。小中高大と横の交流を考えて欲しい。大きな起爆剤として公立化を希望する。

看護専攻科を設置している高校から大学3年次への編入学を検討いただきたい。看護師資格の取得だけでなく、大学での研究等を希望する生徒も存在すると考えられ、編入学制度の導入により、大学としてのアピールにもなると考える。

急速な少子高齢化の進展により、医療・介護・福祉人材の不足は深刻さを増しており、地域の教育機関が地域の人材を地域で育て、地域に定着させることが不可欠である。公立化により大学の公共性・安定性が高まり、行政・関係団体と連携した地域人材育成の拠点としての役割を担うことを期待する。

地域医療人材を守るための公立化という趣旨には賛同するが、経営困難な状況に見受けられる課題を自助努力で是正していく方向性も大学側から示される必要があると考える。抱えている課題を解決する方向性を示すことなく進めていくことは、市民の理解を得られないまま負担増をもたらす恐れがあり、避けるべきと考える。

公立化は市の財政に影響を与える事柄であり、幅広い市民の意見も織り込んだ上で慎重に検討し、結論を出すべきと考える。

公立化は経営難の大学にとっては延命策となる得る一方で、自治体や地域社会にとっては財政的・政策的な負担も伴う。成功するかどうかは、大学の特色や地域との連携、長期的なビジョンに大きく左右されると思う。

看護学科は、他大学と比較してST比率が圧倒的に高く、他大学で実施されているような学生に対する丁寧なフォローを実施するためには早急に適正化すべき。また、看護学科は、近隣大学と比較して不合格者数が圧倒的に多く、国家試験の不合格者数を減らし、その結果として、合格率を上げること。これらのことができないのであれば反対する。

結論

- 公立化前後の課題はあるものの、実現すべきことを着実に達成することで、地域で活躍する医療・福祉人材の育成が図られる。
- 市から大学に交付する運営費交付金と施設整備費補助金は、大学との取り決めにおいても、原則、国からの普通交付税の範囲内で交付することにより、市の財政負担を生じさせない。
- 多くの地域貢献の取組により、地域課題の解決や市民サービスの向上が見込める。
- 現状約14億円の経済波及効果が、公立化により増加することが期待される。

3つの方針に基づく取組を確実に実行することにより、上記の効果が期待できる。

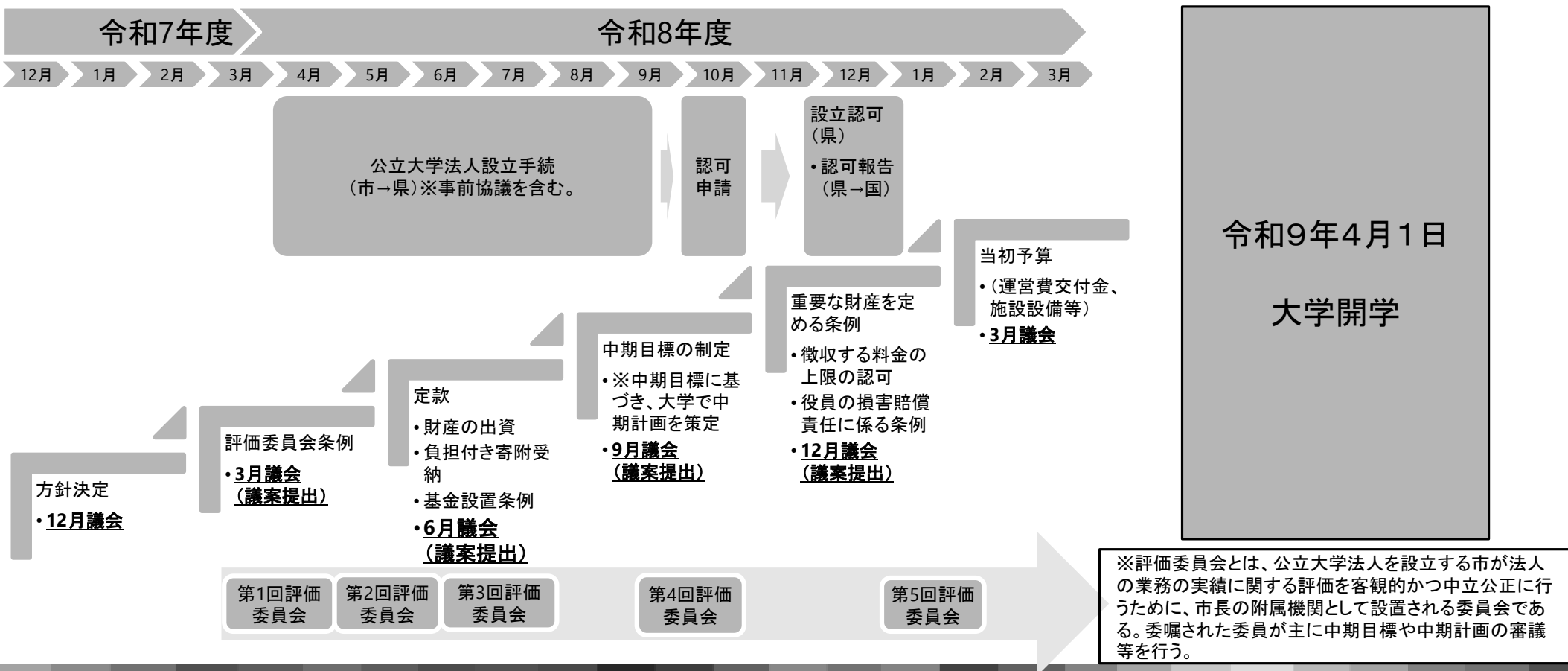
さらにそのことで、地域福祉の充実と市民生活の安心に繋がるとともに、大学のブランド力向上が玉名市の魅力向上にも繋がりに、地域経済の活性化も含めた賑わいのある地域社会の形成に寄与する。



公立大学法人化への移行を目指す

令和9年4月1日の開学に向けた今後のスケジュール（予定）

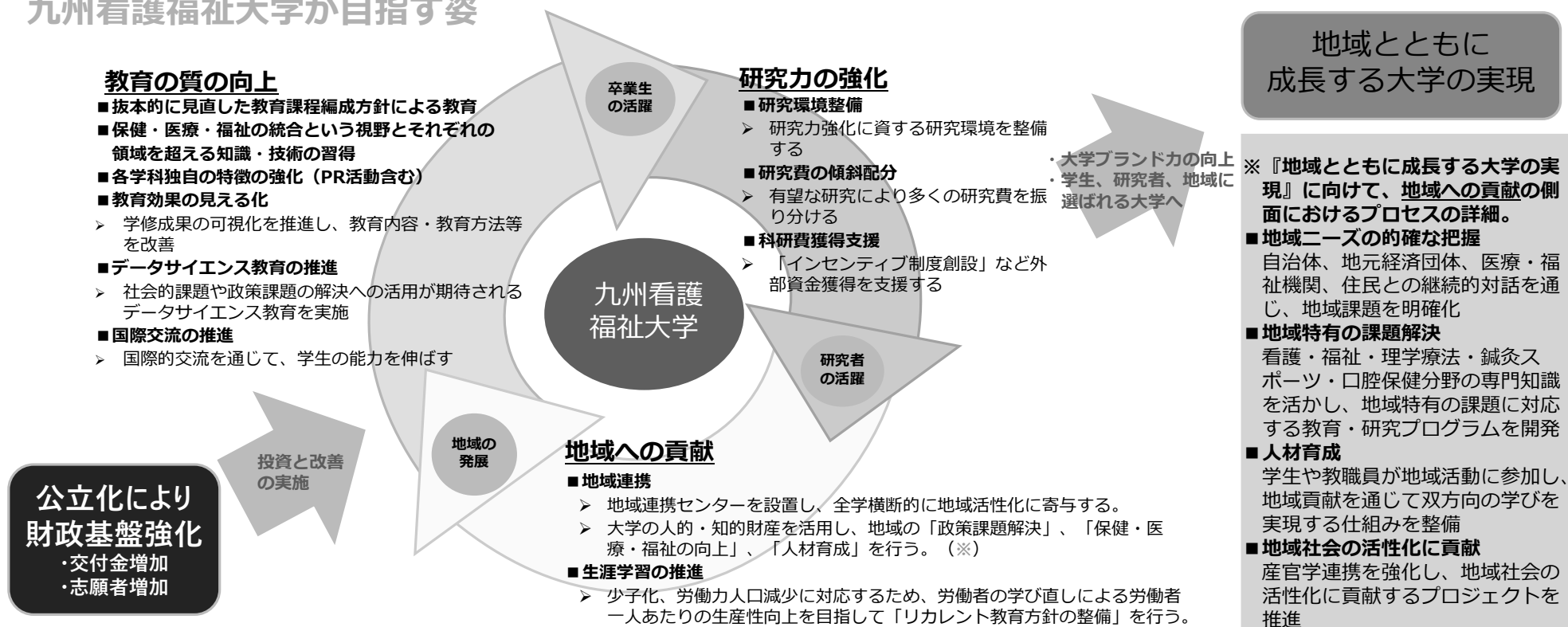
開学に向けて公立大学法人の認可申請や議案上程などの手続が必要となる。



【参考資料】九州看護福祉大学が目指す姿について

九州看護福祉大学は、公立化により財政基盤が強化されることで、「教育の向上」「研究力の強化」「地域への貢献」に取り組み、大学のブランド力向上と選ばれる大学づくりを推進し、地域と共に成長する大学の実現を目指します。

九州看護福祉大学が目指す姿



参考：九州看護福祉大学の現状と今後のあり方について、九州看護福祉大学 第三次中期計画

【参考資料】 公立化後の学部・学科及び定員について

九州看護福祉大学を公立化した場合に、学部・学科については、現在の1学部5学科を維持したまま開学することになります。

しかし、市の財政負担が発生しないようにするためには、各学科の志願者数や入学定員充足率、目標の達成具合等を注視し、学科の再編や定員数の再考の必要性を適時検討します。

	入学者の定員 (入学定員)	4学年の定員合計 (収容定員)	
看護福祉学部	看護学科	100名	400名
	社会福祉学科	80名	320名
	リハビリテーション学科	60名	240名
	鍼灸スポーツ学科	40名	160名
	口腔保健学科	50名	200名
合計	330名	1,320名	

【参考資料】 国家試験の合格率向上への取組

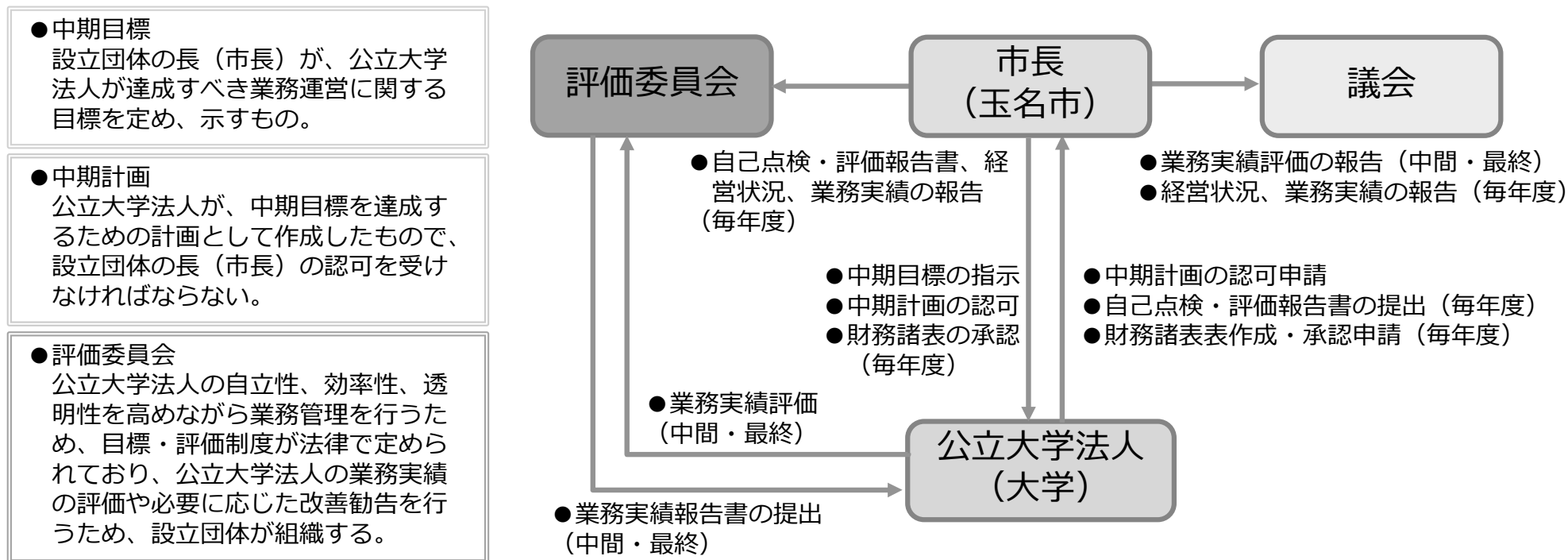
九州看護福祉大学における国家試験の合格率を向上させるための取組を実施していくとともに、学習環境の見直しを図ります。

■ 対応策		
国家試験対策	1	1年次からの国家試験対策（基礎学力テストの実施、Web動画による国試対策の勉強方法などの指導）
	2	国家試験対策・模擬試験受験の勧奨と心理面のサポート
	3	教員の専門分野に関連した国試科目の対策講座を開講
	4	国家試験対策に応じない学生に対する動機付け（努力への働きかけと努力が報われるような状況を作る）
サポート体制	1	対策講座実施等の支援（補足講座の実施し、模試で理解が困難な箇所を補完）
	2	指導体制の強化（個別指導の強化、担任制の強化）
	3	9月卒業生への支援
	4	国試浪人中の卒業生への支援
学習効果向上	1	全員参加のグループワークの再導入
	2	実習一本化における学習効果の拡大（学外実習を2グループに分けていたものを、1グループにまとめて同時に実施することで、国試対策を早期に開始できる）
■ 良い取組を他学科にも広げるなど、学科横断的な取組		
プロセス構築	1	どのような取組が効果を上げているのかを分析し、学科長会議等において情報を共有する仕組みを構築

【参考資料】 中期目標と中期計画について

九州看護福祉大学が公立化した場合に、玉名市は設立団体として、中期目標を作成して公立大学法人（大学）が達成すべき業務運営の目標を示すとともに、公立大学法人（大学）が目標達成するために作成した中期計画の進捗状況を確認、評価、改善するよう働きかけます。

◆公立大学法人に係る各機関の関係



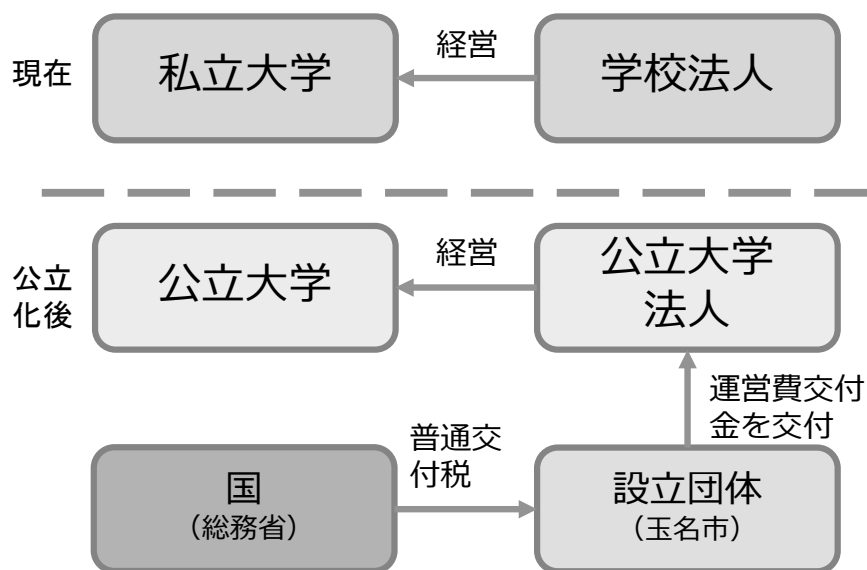
【参考資料】 公立大学法人化と国からの交付税について

公立大学法人化（公立化）とは、私立大学が公立大学になるために、運営している学校法人を公立大学法人にすることです。

公立大学法人化では、玉名市などの地方自治体が設立団体となり、設立団体は、国（総務省）からの普通交付税を財源として、公立大学を運営するための費用について大学に運営費交付金を交付します。

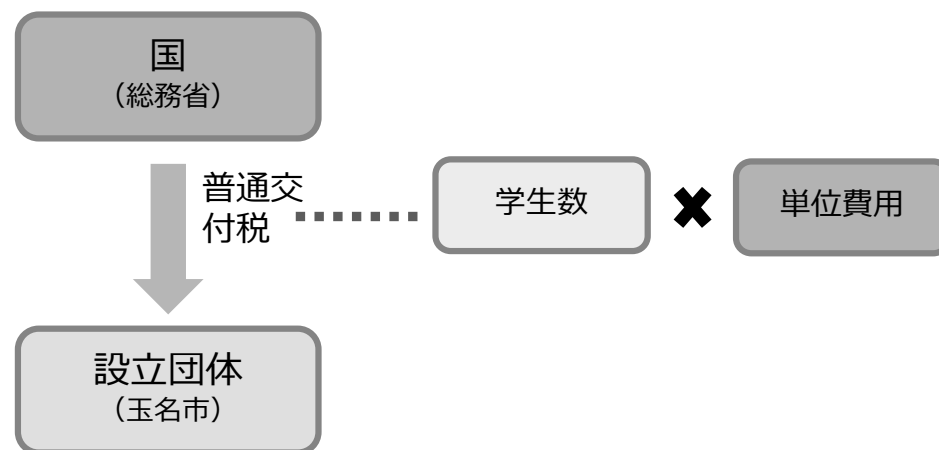
なお、普通交付税の額は国が設定したルールに沿って計算されます。

◆公立大学法人化のイメージ



◆普通交付税のイメージ

国（総務省）からの普通交付税は、大学の学部別の学生数に学生1人あたりの単価（単位費用）を掛けて計算されます。

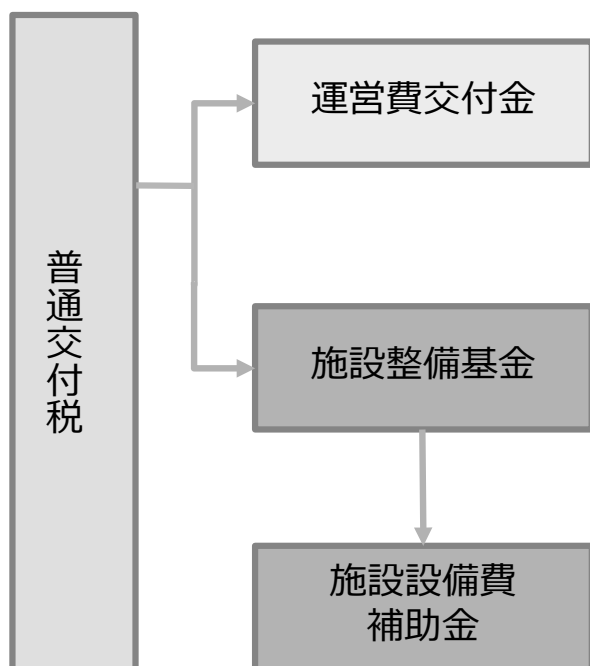


【参考資料】 運営費交付金等について

市は公立大学法人に対して、学生の教育や教職員の人件費などの経常的な大学運営の費用として交付する「運営費交付金」と、施設整備等に必要となる費用として交付する「施設設備費補助金」に分けて交付します。

なお、その「運営費交付金」と「施設設備費補助金」は、原則、国からの普通交付税の範囲内で交付するものとします。

◆ 普通交付税の仕訳

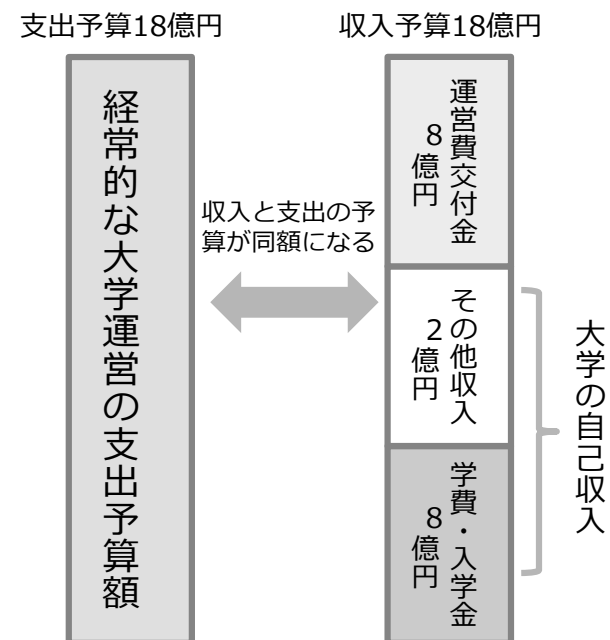


大学の経常的な支出予算に対して、学費等の大学の自己収入で不足している金額を交付することで、大学の支出と収入のバランスを取ります。

普通交付税から運営費交付金として大学に交付した残りの金額については、将来的な校舎の建て替えや設備更新などに備えて、市で基金として積み立てます。

施設整備などで、大きな支出が発生する場合に基金から必要な金額を大学に交付します。

◆ 大学の運営予算に対する運営費交付金のイメージ



【参考資料】 公立大学として目指す大学の地域貢献について

玉名市は、九州看護福祉大学の公立化に伴い、6つの方向で地域貢献を推進していきます。

公立大学として推進する地域貢献の方向性

①地域スポーツ振興プロジェクトの更なる展開
幼児の運動能力向上のためのプログラム開発や、中高年のメタボリックシンドローム解消のプログラムなど、市民の健康に役立つ運動プログラムの開発

④地域コミュニティとの連携
各地域で行われている介護予防活動等との連携強化、体育館等の一部施設の未使用時開放など、地域コミュニティと大学の連携を推進

②くまもと県北病院及び地域医療機関等との連携
くまもと県北病院フェスタの共催や、地域の医療・福祉機関との連携を行い地域医療を担う人材を育成するなど、地元に着定できる仕組みを構築

⑤リカレント教育・高大連携の強化
社会人の学びなおしであるリカレント教育の受け入れ強化や、地域の5つの高校を中心に体験授業などを実施

③市内の小中学校との連携
市内の高校でも行っている部活動へのスポーツ傷害の予防指導やテーピング指導、小学校で実施されているフッ化物洗口のサポートなど、地域の小中学校の取組を支援

⑥玉名市への理解の深化
学生が玉名市を知る授業の実施や、市の消費生活センターと連携した相談窓口の定期開催など、学生の玉名市への理解や親しみを深める。